

## 市内公共施設の開館とイベントの実施等について

国は埼玉県に対するまん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている令和4年3月21日をもって、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了する旨を公示することを決定した。これを受け、埼玉県は、政府対策本部の公示に基づき、まん延防止等重点措置等を解除するとともに、令和4年3月22日より当面の間、県内に、感染の再拡大、感染防止対策の協力要請をすることとした。

この要請を受け、市内公共施設の開館及びイベントの実施等について、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 実施期間

令和4年3月22日（月）午前0時から当面の間

#### 2 公共施設等

市内公共施設の開館及びイベントの実施等については、マスクの着用、アルコール消毒、検温など感染防止対策を徹底しながら、以下の考え方を基本とすること。

(1) 公共施設：感染防止対策を講じながら通常どおり開館すること

- ・窓のない部屋についても、空調をつけ、出入口を開放したまま使用することを条件に貸し出しをする。
- ・大声を発するなどの利用は定員の半分とする。
- ・公園等に看板の設置（花見等飲食の自粛）
- ・5人以上で飲酒を伴う飲食をする場合、主催者（代表者）は、ワクチン接種歴又は検査結果を確認すること。

(2) イベント：徹底した感染防止対策を講じながら開催の可否を決定すること（三密が避けられない、又は感染防止対策が取れないイベントは中止や延期とするなど、各イベントごとに判断すること）

- ・人数上限：主催者が安全計画を策定し県の確認を受けた場合、人数上限等を緩和安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等

【詳細は「イベント実施等基準（令和3年12月1日以降）」】

- ・大声での歓声・声援があることが想定されるものは収容定員の50%とすること
- ・「イベント開催時の感染防止対策チラシ」を主催者への周知に活用する。

※ 公共施設においては、窓口等への掲示を行うこと。

(3) 会議等：感染防止対策を講じながら開催すること。